国立大学法人東京医科歯科大学倫理審査規則

平成16年4月1日 規則第175号

(目的)

第1条 この規則は、東京医科歯科大学(以下「本学」という。)において、人を対象とした研究等(以下「研究」という。)を実施するにあたり、当該研究の実施(試料・情報の収集・分譲を行う機関における業務の実施を含む。)に携わる全ての関係者(以下「研究者等」という。)が、ヘルシンキ宣言及び国の定める法令又は指針(以下、「法令等」)の趣旨に沿った倫理的配慮を行い、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的とする。

(研究機関の長の責務と権限の委任)

- 第2条 東京医科歯科大学長(以下「学長」という。)は、前条の目的を達成するための 責務として、本学において実施される研究の総括的な監督を行う。また、研究審査を行 う委員会(以下「委員会」という。)を設置し、必要に応じて当該委員会に意見を求め、 その意見を尊重し、研究の実施の許可又は不許可その他研究について必要な措置(以下 「研究の許可等」という。)を決定しなければならない。加えて、実施を許可した研究 が適正に実施されるために必要な体制等を整備しなければならない。
- 2 学長は、病院及び統合研究機構(以下「部局等」という。)に委員会を設置する場合 においては、当該委員会の設置及び研究の許可等の権限を、部局等の長へ委任する。
- 3 前項の委任を受けた部局等の長については、第1項を準用する。
- 4 第2項の委任を受けた部局等の長は、前項において決定した研究の許可等について、 学長に報告しなければならない。
- 5 学長は、研究者等が前条の目的を達成するために必要な知識及び技術を得るための教育・研修の場(以下「講習会等」という。)を設け、研究者等の受講管理を適切に行うものとする。また、学長は、講習会等にかかる権限を、部局等の長へ委任する。なお、学長自らも教育・研修を受講するものとし、本条第2項および本項において権限を委任する部局等の長についても、同様に受講管理の対象とする。

(細則)

第3条 委員会の運用及びその他研究が適正に実施されるために必要な細目等については、 別に定める。

附則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成19年3月6日規則第3号)抄
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成21年6月24日規則第35号)
- この規則は、平成21年7月1日から施行する。
 - 附 則(平成23年2月1日規則第8号)
- この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月16日規則第35号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月22日規則第202号)

この規則は、平成27年10月22日から施行し、平成27年10月1日から適用する。 ただし、この規則の施行日より以前に定めた本規則の細目については、平成28年3月3 1日までは、なお従前の例によることができるものとする。

附 則(平成28年8月5日規則第118号)

- 1 この規則は、平成28年8月5日から施行し、平成27年12月1日から適用する。
- 2 複数部局で医学倫理上の判断を必要とする研究計画及び倫理審査委員会を置かない部局に所属する者の研究計画の審査に関する申合せ(平成24年教育研究評議会申合せ) は、廃止する。

附 則(令和3年9月22日規則第93号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年10月4日規則第127号)

この規則は、令和4年10月4日から施行し、令和4年4月27日から適用する。

附 則(令和5年3月30日規則第144号)

この規則は、令和5年3月30日から施行し、令和5年3月1日から適用する。

附 則(令和6年7月1日規則第58号)

この規則は、令和6年7月1日から施行する。